

【一日】通所リハビリテーション利用料金表

2019年10月1日

所要時間6時間以上7時間未満

1. 基本料金表（共通の利用料）

○負担割合 1割

(円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険負担額	699	837	971	1,132	1,289
通所リハサービス提供体制強化加算 12	14	14	14	14	14
リハビリテーション提供体制加算	27	27	27	27	27
食費負担額	700	700	700	700	700
日用品費 ※1	110	110	110	110	110
教養娯楽費 ※2	100	100	100	100	100
日 額	1,650	1,788	1,922	2,083	2,240
介護職員処遇改善加算（月額）	278	330	381	441	500
介護職員特定処遇改善加算（月額）	101	120	138	160	181
月額（8日）※3	13,579	14,754	15,894	17,265	18,601

○負担割合 2割

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険負担額	1,397	1,674	1,941	2,263	2,578
通所リハサービス提供体制強化加算 12	27	27	27	27	27
リハビリテーション提供体制加算	54	54	54	54	54
食費負担額	700	700	700	700	700
日用品費 ※1	110	110	110	110	110
教養娯楽費 ※2	100	100	100	100	100
日 額	2,388	2,665	2,932	3,254	3,569
介護職員処遇改善加算（月額）	556	660	760	881	1,000
介護職員特定処遇改善加算（月額）	201	239	275	319	362
月額（8日）※3	19,861	22,219	24,491	27,232	29,913

○負担割合 3割

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険負担額	2,095	2,511	2,911	3,394	3,867
通所リハサービス提供体制強化加算 12	40	40	40	40	40
リハビリテーション提供体制加算	81	81	81	81	81
食費負担額	700	700	700	700	700
日用品費 ※1	110	110	110	110	110
教養娯楽費 ※2	100	100	100	100	100
日 額	3,126	3,542	3,942	4,425	4,898
介護職員処遇改善加算（月額）	833	990	1,140	1,322	1,499
介護職員特定処遇改善加算（月額）	302	358	413	478	543
月額（8日）※3	26,143	29,684	33,089	37,200	41,226

2. 加算利用料（お客様の状況・要望に応じて加算する利用料）

(円)

費 目	金 額	内 容
入浴加算	56円/日	入浴サービスを提供した場合
中重度者ケア体制加算	23円/日	前年度または算定日から属する月の前3ヶ月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上である場合に算定できる。
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ） ※4	337円/月	医師、理学療法士、作業療法士等が共同して利用者毎のリハビリテーション実施計画を作成、実施し、必要に応じて計画の見直しを行った場合。
短期集中個別リハビリテーション実施加算	123円/日	退院（所）日または認定日から起算して3月以内に概ね2回/週以上、身体機能を回復させるための集中的なリハビリテーションを個別に実施した場合
栄養改善加算 ※6	167円/回	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士、看護職員等が共同して栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合。
栄養スクリーニング加算 ※7	6円/月	サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士などへの相談提言を含む。）を介護支援専門員に文章で共有した場合。
重度療養管理加算※8	111円/月	所要時間1時間以上2時間未満の利用者以外の方であり、要介護3～5の利用者で別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合
送迎を行わない場合	53円/片道	利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行なう場合等事業者が送迎をしていない場合減産となる。
おむつ代（1枚）	51円	尿取りパット
	102円	紙おむつ
	152円	紙パンツ

※注意事項（必ずお読みください）

1. 日用品費は、下記の内容となります。お申込されない場合はご用意いただきます。
日用品費内容：保湿液・紙コップ・綿棒・使い捨て用おしぼり
 2. 教養娯楽費は、お客様の日常のレクリエーションに必要な費用として下記の内容になりますので、ご理解の上ご契約くださいますようお願い申し上げます。
教養娯楽費内容：工作用具、折り紙、画用紙、ちぎり絵等に係る材料費並びに遊具費用等
 3. 月額料は、週2回のご利用、月計8回のご利用回数を基に計算しております。（あくまでも目安の金額です。）
 4. リハビリテーションマネジメント加算は、新たに利用する利用者について、利用開始後1月までの間に利用者の居宅を訪問し、居宅における利用者の日常生活の状況や家屋の環境を確認した上で、居宅での日常生活能力の維持・向上に資するリハビリテーション提供計画を策定する場合に算定となります。
 5. リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況などに関する情報を構成員と共有し、リハビリテーション会議の内容を記録します。また、通所リハビリテーションの計画について医師が利用者または家族に対して説明し、利用者の同意をえた場合に算定します。
 6. 栄養改善加算は、3ヶ月以内の期間に限り、月2回を限度に算定となります。
 7. 栄養スクリーニング加算は、6か月に1回を限度となります。
 8. 別に厚生労働大臣が定める状態とは？
 - イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害により人工呼吸器を使用している状態
 - ハ 中心静脈注射を実施している状態 ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
 - ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
 - ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり、ストーマの処置を実施している状態
 - ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
 - リ 気管切開が行われている状態
- ★ 通所リハビリテーションサービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者にご負担いただくことが適当と認められる費用はお客様のご負担となります。
- ★ 領収書は大切に保管ください。介護保険負担金は、高額介護サービス費と医療費控除の対象となります。再発行は原則致しません。発行する場合は、発行手数料がかかります。

